

諮問番号：令和元年度諮問第16号

答申番号：令和元年度答申第18号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る処分は、取り消されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

処分庁の過誤により請求人の障害基礎年金が平成29年6月分から過大に認定され、保護費が過少支給されていたにもかかわらず、4か月分しか遡及支給されない各原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

遡及変更の限度は発見月からその前々月分までの3か月程度であることから、遡及可能な平成30年10月分の扶助費から変更認定したものであり、各原処分は適法かつ正当である。

第3 審理員意見書の要旨

1 各原処分は、生活保護法（以下「法」という。）及び法の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 法の処理基準においては、最低生活費の認定を事後変更し、追給の措置をとる場合、遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであり、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、法による保護（以下「保護」という。）の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないとされていることから、各原処分に係る処分庁の判断に違法又は不当な点はなく、請求人の主張を採用することはできない。

3 なお、国においては、①実施期間に届出をしており、要保護者に何ら過失がないこと、②届出にもかかわらず、処分が行われていなく、不服申立期間を経過して生ずる不可争力が生じていなく、ある意味では、申請が行われているがpending（未決）となっていること、及び③地方自治法に定める時効期間よりも短期間である場合に、国との協議を経て例外的に遡及できる場合があるとしているが、処分庁は、年金額の改定を受けて、保護の変更決定処分を行っていることから、本件は当該要件に該当しない。

4 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張に理由はないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年8月19日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月26日及び同年9月18日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている（法第1条）。

そして、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ（法第4条第1項及び第8条第1項）、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行わなければならないこととされている（法第25条第2項）。

また、保護の変更の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、最低生活費の認定を事後変更し、追給の措置をとる場合、遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであるとされている。こうした取扱いは、行政処分についての不服申立期間が一般に3か月間とされていることから支持される考えであるとされ、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由の一つとして挙げられている。

そこで本件についてみると、請求人の障害基礎年金額について処分庁が誤って本来より多い額をシステムに入力したことにより、請求人の保護費が平成29年9月分から過少となっていたこと、及び処分庁は平成30年12月に当該事実を発見し、前記基準に基づき、当該事実の発見月（同月分）からその前々月（同年10月分）までの過少分を遡及して追給するとともに、既に決定済みであった平成31年1月分の過少分を追給するため、各原処分を行ったことが認められる。

しかしながら、本件における保護費の追給は、専ら処分庁による障害基礎年金額のシステムへの入力誤りに起因するものであって、請求人の責めに帰すべき事由が認められないにもかかわらず、当該過少分の追給を発見月からその前々月までの保護費に限定し、請求人の最低生活費に満たない保護費の支給となっていたことについてその是正を一部にとどめることは、生活に困窮する国

民の困窮の程度に応じて必要な保護を行うという法の趣旨に鑑みて是認することはできない。

さらに、前記基準は不服申立期間に依拠しているものであるが、本件において、処分庁における内部処理の誤りを請求人の側において発見し、審査請求を行うことは困難であると考えられることから、前記基準が本件に妥当するとは認められない。

以上のとおり、本件においては、保護費の過少分はその全額が追給されるべきあり、前記基準を適用して保護費の追加支給を平成30年10月分までに限定した処分庁の判断には誤りがあるといわざるを得ない。

したがって、原処分は取り消されるべきであり、審理員の審理及びこれを踏まえて本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断は妥当とはいえないから、前記第1のとおり、答申する。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子